認定こども園　新規入園案内

令和９年度の町内認定こども園の新規入園申込を下記のとおり受け付けます。
新規に入園を希望されるお子さんの保護者の方は、指定の申請用紙に必要書類を添えて、申込期間内に提出してください。



【申込期間】
１１月２日（月）～１１月３０日（月）　午前８時３０分～午後５時１５分
（土曜日、日曜日、祝日を除く）
※　仕事等の都合上どうしても上記時間内に提出できない場合は、こども未来課までご相談ください。

【申請用紙】
①支給認定申請書兼入園申込書　②保護者状況調書
③保育を必要とすることを証明する書類（就労証明書、求職活動等申告書など　）
※③については、２号、３号の支給を受ける場合に必要です。

【申請用紙配布】
串本町内各認定こども園、串本町役場（こども未来課）に用意しています。
※申請用紙については、串本町 HP からもダウンロードできます。

【対象児童】
令和９年度の年齢別クラス（令和９年４月１日現在）

クラス	生年月日
０歳児	令和８年４月２日～ くしもとこども園は生後６ヶ月、上野山こども園は生後８週間からの受入となります。
１歳児	令和７年４月２日～令和８年４月１日
２歳児	令和６年４月２日～令和７年４月１日
３歳児	令和５年４月２日～令和６年４月１日
４歳児	令和４年４月２日～令和５年４月１日
５歳児	令和３年４月２日～令和４年４月１日

認定こども園を利用するにあたり、その利用形態に応じた区分の「支給認定」を受ける必要があります。

認定区分	対象者（利用形態）
１号認定 （教育標準時間認定）	満３歳以上の子どもで、教育を希望する場合
２号認定 （保育認定・満３歳以上）	満３歳以上の子どもで、「保育の必要な事由（※）」に該当し、保育を希望する場合
３号認定 （保育認定・満３歳未満）	満３歳未満の子どもで、「保育の必要な事由（※）」に該当し、保育を希望する場合

※　２号・３号の支給を受ける場合は、保護者の「保育の必要な事由」に該当しなければなりません。
１号認定を受ける場合は、下記条件は不要です。

※　定員超過などにより希望者全員を受け入れすることができない場合、串本町立こども園入園選考要綱に基づき入園者を選考します。

《保育の必要な事由》

１ 就労	昼間労働をすることを常態としていること
２ 母親の妊娠・出産	産前、産後それぞれ８週間
３ 保護者の疾病等	疾病、若しくは負傷、又は精神・身体に障がいを有していること
４ 病人の看護等	同居又は長期入院・入所している親族の介護、看護にあたっていること
５ 災害復旧	火災、風水害、地震その他の災害復旧にあたっていること
６ 求職活動	求職活動を継続的に行っていること
７ 就学等	学校等に在籍又は職業訓練を受けていること
８ DV 被害等	虐待や DV 被害を受けるおそれがあること
９ 育児休業	育児休業取得時に既に認定こども園に入所している児童の継続利用が必要であること

※母親の妊娠・出産を保育の必要な事由とした場合は、出産日の８週間前、出産日から８週間経過する日の翌日が属する月の末日までの期限付入所となります。

※求職活動を保育の必要な事由とした場合は、90 日の期限付入所となります。
最長６ヶ月まで延長できます。

【保育料等】

（１） 父母（世帯）の**市町村民税所得割額**の合計により決定します。
ただし、父母の課税状況により、祖父母の市町村民税所得割額を保育料算定に使用する場合があります。

（２） 令和９年度保育料のうち、４月から８月分は令和８年度の市町村民税所得割額、９月以降は令和９年度の市町村民税所得割額によって決定されますので、税額の増減で階層区分が変わる世帯は、保育料が９月分から変更されます。

令和９年４月 ～ ８月	９月 ～ 令和１０年３月
令和８年度市町村民税（令和７年中所得）により決定	令和９年度市町村民税（令和８年中所得）により決定

（３） 保育料は、認定こども園で納付方法、納付先（請求者）等が異なります。
※令和元年１０月より、３歳児～５歳児の保育料は無償化されました。
給食費は令和６年１０月より無償化されました。
※０歳児～２歳児の保育料については非課税世帯等を除き、これまでと同様に納付いただきます。

（４） 保育料の滞納については、何ら相談もなく保育料を滞納したときは、財産の差押えをする場合もあります。

（５） 保育料の詳細については、串本町役場こども未来課までお問い合せください。

【その他】

・求職活動理由による入所の取扱について、保護者が求職中との理由で認定こども園（２号、３号認定）を利用する際は、入園期間を 90 日までとし、その期間を過ぎてもなお求職活動中であり、引き続き利用を希望する場合は、再度、求職活動の申込書を提出していただいたうえで入園期間を３ヶ月延長更新することとなります。ただし、更新時期に優先順位の高い入園希望者が現れた場合は、入園期間更新は認められず、退園していただくこととなります。

・潮岬こども園については、令和 11 年４月にくしもとこども園との統合を予定しています。

【お問合せ先および提出先】

こども未来課　℡：0735-67-7027　または　認定こども園

＜各園の紹介＞

◆認定こども園

施設名	所在地	電話番号	対象年齢（令和9年４月１日現在）	開園時間
串本町立 くしもとこども園	串本 388-1	62-0352	※生後６ヶ月～5 歳児	7:30～19:00
串本町立 潮岬こども園 **※R11 年４月くしもとこども園と統合予定**	潮岬 3349-132	62-2605	３歳児～5 歳児	7:30～19:00
社会福祉法人　杉の子会 上野山こども園	津荷 29-2	72-3571	※生後８週間～5 歳児	7:30～19:00

※対象年齢は、令和９年４月１日現在の年齢ですが、※印は令和９年度内にその月齢になればその月から入園可能です。

（例：令和8年 12 月１日生まれの児童は、くしもとこども園に令和９年６月から入園できます。）

【1 号認定 保育時間】

くしもとこども園（午前８時から午後３時）、潮岬こども園（午前８時から午後３時）、上野山こども園（午前９時から午後３時）

【2 号、3 号認定 保育時間】 注：認定こども園２号・３号認定の方のみ

認定こども園を希望される方で２号・３号認定希望の方は、保護者の就労時間に応じ、「保育標準時間」か「保育短時間」のいずれかの認定を受けることになります。

保育必要量	保育の必要性	保育時間
保育標準時間	**就労時間が１ヶ月あたり 120 時間以上** （おおむね１日６時間以上、週５日以上）の場合 ※両親ともフルタイムの共働き世帯が対象	**午前７時 30 分から午後６時 30 分** ※午後６時 30 分以降は延長保育となります。詳しくは各園へお問い合せください。
保育短時間	**就労時間が** **１ヶ月あたり 48 時間以上、120 時間未満** （おおむね１日４時間以上、週３日以上）の場合 ※両親のどちらかがパートタイムの共働き世帯が対象	**午前８時から午後４時** ※午前７時 30 分から午前８時までと午後４時以降は延長保育となります。詳しくは各園へお問い合せ下さい。

※特別な事情により保育標準時間の方が保育短時間を希望される場合は、こども未来課までご相談ください。

※「保育標準時間」と「保育短時間」の認定は、基本的に申込書等に基づき行いますので、ご希望される保育の必要量の認定がなされるとは限りません。

※求職活動中、育児休業中の方については、基本的に短時間認定となります。